

令和 4 年

綾瀬市議会 1 2 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
4 9	綾瀬市個人情報保護に関する法律施行条例	4
5 0	綾瀬市情報公開・個人情報保護審査会条例	8
5 1	綾瀬市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	1 2
5 2	綾瀬市市税条例の一部を改正する条例	3 5
5 3	綾瀬市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	3 7
5 4	工事請負契約の締結について（令和4年度光綾公園入口広場等整備工事）	3 8
5 5	工事に関する基本協定の変更について（東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋りょう修繕工事）	3 9
5 6	指定管理者の指定について（綾瀬市立図書館）	4 0
5 7	市道路線の廃止について（R82）	4 1
5 8	市道路線の廃止について（R1014）	4 2
5 9	市道路線の認定について（R1339-3）	4 3
6 0	専決処分の承認について（令和4年度綾瀬市一般会計補正予算（第5号））	別 冊
6 1	令和4年度綾瀬市一般会計補正予算（第6号）	別 冊
6 2	令和4年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別 冊
6 3	令和4年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	別 冊

綾瀬市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(個人情報ファイルに係る帳簿の作成)

第3条 実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）は、法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、当該個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令第21条第6項で定める事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

4 実施機関は、第1項に規定する帳簿を作成したときは、遅滞なく、これを一般の閲覧に供さなければならない。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、綾瀬市手

数料条例（昭和29年綾瀬町条例第13号）の規定にかかわらず、無料とする。

2 保有個人情報の写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（審査会への諮問）

第5条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、綾瀬市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 前号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（綾瀬市個人情報保護条例の廃止）

2 綾瀬市個人情報保護条例（平成17年綾瀬市条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（旧条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第14条第2項の規定による職務上知り得た旧保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務は、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者に係る旧条例第16条第2項の規定による受託業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務は、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行前において綾瀬市個人情報保護審査会の委員であった者に係る旧条例第43条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務は、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第17条第1項若しくは第2項、第30条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第7条中「（以下「審査会」という。））」とあるのは「（第4章を除き、以下「審査会」という。））」と、旧条例第40条中「審査会」とあるのは「綾瀬市情報公開・個人情報保護審査会（以下この章において「審査会」という。））」とする。
- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、この条例の施行の際現に旧条例第40条の規定により綾瀬市個人情報保護審査会に諮問されている事件については、施行日以後は、綾瀬市情報公開・個人情報保護審査会がこれを承継するものとする。この場合において、綾瀬市個人情報保護審査会がした調査審議その他の行為は、綾瀬市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議その他の行為とみなす。
- 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物（この条例の施行前において旧実施機関が保有していたものに限る。）で、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧保有個人情報（この条例の施行前において旧実施機関が保有していたものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 この条例の施行前にした行為並びに附則第5項及び第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(個人情報ファイルに係る帳簿に関する経過措置)

11 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」とする。

令和4年11月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、綾瀬市個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行に必要な事項を定める条例を制定いたしたく、提案するものであります。

綾瀬市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、綾瀬市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、綾瀬市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 綾瀬市情報公開条例（平成14年綾瀬市条例第7号）第15条の2に規定する審査請求及び行政情報の公開に関する制度の改善その他の重要な事項に係る諮問に応じ調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 綾瀬市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年綾瀬市条例第 号）第5条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民又は地方自治に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（第2条第1号及び第2号の規定により諮問をした市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議長をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行政情報又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

(1) 綾瀬市情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る同条例第2条第2項に規定する行政情報

(2) 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第1項各号に掲げる行政情報又は保有個人情報に含まれる情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、情報公開事務主管課又は個人情報保護事務主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第10条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 審査会の委員の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 綾瀬市附属機関の設置に関する条例（昭和53年綾瀬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部綾瀬市情報公開審査会の項及び綾瀬市個人情報保護審査会の項を削る。

(綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日の前日において綾瀬市情報公開審査会及び綾瀬市個人情報保護審査会の委員である者の任期は、前項の規定による改正前の綾瀬市附属機関の設置に関する条例別表の規定にかかわらず、その日に満了する。

(綾瀬市情報公開条例の一部改正)

5 綾瀬市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第17条」に、「第22条～第29条」を「第18条～第25条」に改める。

第10条第2項中「綾瀬市情報公開審査会」を「綾瀬市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第16条を次のように改める。

(諮問をした旨の通知)

第16条 行政不服審査法第43条第1項の規定により諮問をした実施機関は、同法第28条に規定する審理関係人のほか、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 請求者（当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(2) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該

第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

第17条を削る。

第18条中「の各号」を削り、同条第2号中「変更し、」の次に「当該審査請求に係る」を加え、同条を第17条とする。

第19条から第21条までを削り、第4章中第22条を第18条とし、第23条から第25条までを4条ずつ繰り上げ、第25条の2を第22条とし、第26条から第28条までを3条ずつ繰り上げる。

第29条を削る。

(綾瀬市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の綾瀬市情報公開条例（次項において「旧情報公開条例」という。）第16条の規定により綾瀬市情報公開審査会に諮問されている事件については、施行日以後は、審査会がこれを承継するものとする。この場合において、綾瀬市情報公開審査会がした調査審議その他の行為は、審査会がした調査審議その他の行為とみなす。
- 7 この条例の施行前において綾瀬市情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第19条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務は、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和4年11月25日

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市情報公開審査会及び綾瀬市個人情報保護審査会を統合し、新たな附属機関を設置いたしたく提案するものであります。

綾瀬市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(綾瀬市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 綾瀬市職員の定年等に関する条例（昭和59年綾瀬市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条～第4条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条～第10条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第11条・第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項及び第2項及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項、第28条の7並びに附則第21項及び第23項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第8条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第5条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占め

ている職員については、第8条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の見出しを削り、同条を第13条とし、第4条の次に次の2章及び章名を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第5条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号）第15条第1項に規定する職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第6条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第9条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（第6条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定

により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第9条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第10条 任命権者は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この章において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この章において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第12条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、綾瀬市が加入する一部事務組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

附則に次の2項を加える。

(定年に関する特例)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第8項を削り、同条第9項を同条第8項とし、同条に次の2項を加える。

9 第3項から前項までの規定にかかわらず、60歳以上の職員で当該年齢に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員は、昇給しない。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち、給料表の適用を受ける職員の給料月額、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2第1項中「、再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「、第2項及び第8項」を「及び第2項」に、「から第4項まで」を「及び第4項」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第11条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条第1項中「及び附則第8項第3号」を削り、「第20条第5項」を「第20条第6項」に改め、同条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条第4項中「。附則第8項第3号において同じ。」を削る。

第17条第1項中「及び附則第8項第4号」を削り、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「。次項及び附則第8項第4号において同じ。」を削り、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項から附則第8項までを次のように改める。

（定年の引上げに伴う給料の特例）

2 当分の間、給料表の適用を受ける職員の給料月額は、当該職員が60歳に達し

た日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項及び第2項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 綾瀬市職員の定年等に関する条例（昭和59年綾瀬市条例第4号）第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

(3) 綾瀬市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎

給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第9項から附則第16項までを削る。

別表第1行政職給料表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	215,200	235,600	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

（綾瀬市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 綾瀬市一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「範囲内で、給料」を「期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(綾瀬市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 綾瀬市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年綾瀬町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和56年綾瀬市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、法第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項、第4条第1項及び第9条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(綾瀬市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 綾瀬市職員の退職手当に関する条例(昭和60年綾瀬市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「退職、」を「退職し、」に、「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第7条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第9条第4項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第14条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該

退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める。

第18条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

第22条第1項中「次項」を「第4項」に改める。

附則第3項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第7項から第14項まで」を加える。

附則第4項中「第5条の2」の次に「及び附則第9項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第8項」を加える。

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とし、同項の次に次の見出し及び1項を加える。

（定年の引上げに伴う特例）

7 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条第1項」とあるのは、「、第8条第1項又は附則第7項」とする。

附則第8項を次のように改める。

8 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、6

0歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条第1項」とあるのは、「、第8条第1項又は附則第8項」とする。

附則に次の6項を加える。

- 9 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例附則第2項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。
- 10 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年退職日（綾瀬市職員の定年等に関する条例（昭和59年綾瀬市条例第4号）第2条に規定する定年退職日をいう。）」とあるのは「60歳に達した日以後における最初の3月31日」と、同条の表及び第7条の3の表中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。
- 11 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの（退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、「から6月前までに」とあるのは、「までに」とする。
- 12 当分の間、第5条第1項に規定する者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」と、「15年」とあるのは「10年」とする。
- 13 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者が60歳に達する直前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用に

については、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 14 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 綾瀬市職員の育児休業等に関する条例（平成4年綾瀬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年綾瀬市条例第4号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 定年条例第8条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第7条の2第3号において同じ。）を延長された管理監督職（定年条例第5条に規定する職をいう。第7条の2第3号において同じ。）を占める職員第7条の2第2号中「綾瀬市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第8条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員第8条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(綾瀬市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第8条 綾瀬市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成14年綾瀬市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 綾瀬市職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第5条に規定する職をいう。）を占める職員

（綾瀬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第9条 綾瀬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年綾瀬市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「並びに」を「及び」に改める。

（綾瀬市職員の再任用に関する条例の廃止）

第10条 綾瀬市職員の再任用に関する条例（平成13年綾瀬市条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条中綾瀬市職員の退職手当に関する条例第14条第4項の改正規定並びに附則第11条及び第17条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の綾瀬市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の綾瀬市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条

例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新定年条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は前条第

1 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第11条の規定により採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第12条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、綾瀬市が加入する一部事務組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合をいう。次項並びに附則第6条第1項及び第2項において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、綾瀬市が加入する一部事務組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年（施行日以後に新たに設置された短時間

勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、綾瀬市が加入する一部事務組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、綾瀬市が加入する一部事務組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第12条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができ

る者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
(改正法附則第8条第3項の条例で定める職等)

第7条 改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職等)

第8条 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(改正法附則第8条第5項の条例で定める職等)

第9条 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年が基準日の前日における新定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している者とする。

3 改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年相当年齢が基準日の前日における新定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第11条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第11条又は第12条第1項の規定により採用することができず、新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第11条又は第12条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第2条の規定による改正後の綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第2項から第7項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、同条例第5条の2に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定

年前再任用短時間勤務職員及び綾瀬市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年綾瀬市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において単に「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例第7条、第8条及び第8条の4並びに新給与条例第5条（第9項を除く。）の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（綾瀬市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の綾瀬市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条の規定の適用については、同条ただし書中「採用された職員」とあるのは、「採用された職員及び綾瀬市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年綾瀬市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員として採用された職員」とする。

（綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の綾瀬市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定及び第7条の規定による改正後の綾瀬市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

（綾瀬市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の綾瀬市職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（綾瀬市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年綾瀬市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員として採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

第17条 新退職手当条例第10条第4項の規定は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後に同条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

令和4年11月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を図りたく提案するものであります。

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

第1条 綾瀬市市税条例（昭和52年綾瀬町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条中「又は各連結事業年度」を削る。

附則第13項第2号中「4分の3」を「5分の4」に改め、同項第3号中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同項第4号中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同項第5号中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に改め、同項第6号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第7号中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同項第8号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 4分の3

第2条 綾瀬市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第13項第11号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(法人の市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の綾瀬市市税条例（以下「新条例」という。）第15条の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度及び連結事業年度における法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（

昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、新条例附則第13項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 第2条の規定による改正前の綾瀬市市税条例附則第13項第11号の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第12条第9項の規定によりなお従前の例によることとされる家屋及び構築物に対して課する固定資産税並びに同法附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる特例対象資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

令和4年11月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

綾瀬市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年綾瀬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市」を「綾瀬市」に改め、同条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「市は」を「綾瀬市は」に、「ビラ1枚当たり」を「ビラの1枚当たり」に、「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「市」を「綾瀬市」に、「ポスター1枚当たり」を「ポスターの1枚当たり」に、「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に、「ポスター作成枚数」を「ポスターの作成枚数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾瀬市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年11月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

工事請負契約の締結について

令和4年度光綾公園入口広場等整備工事の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請負契約者 門倉組・芳賀建設特別共同企業体
代表構成員
神奈川県藤沢市辻堂神台1丁目3番39号 オザワビル8階
株式会社門倉組
代表取締役 小澤 幸喜
- 2 請負契約金額 300,907,200円
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 履行場所 綾瀬市深谷上4丁目地内
令和4年11月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

令和4年度光綾公園入口広場等整備工事の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事に関する基本協定の変更について

東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋りょう修繕工事に関する基本協定を次のとおり変更します。

1 協定の相手方

東京都港区虎ノ門4丁目3番1号

中日本高速道路株式会社

東京支社長 松井 保幸

2 事業に係る概算総額

変更前 219,326,932円

変更後 255,001,394円

3 変更理由

工事の施行に伴い、負担する費用が増額となり概算総額に変更が生じたため

令和4年11月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

令和3年12月16日に議会の議決を経た東名高速道路と交差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜田橋橋りょう修繕工事に関する基本協定の概算総額を変更いたしたく、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
綾瀬市立図書館	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
綾瀬市北の台図書室	綾瀬市蓼川2丁目1番12号
綾瀬市寺尾いずみ図書室	綾瀬市寺尾台3丁目6番25号
綾瀬市南部ふれあい図書室	綾瀬市上土棚南1丁目5番10号

2 指定管理者の名称及び所在地

- (1) 名 称 株式会社有隣堂
- (2) 代表者 代表取締役 松信 健太郎
- (3) 所在地 横浜市中区伊勢佐木町1丁目4番地1

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
令和4年11月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

綾瀬市立図書館の管理について、指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第24条の2第6項の規定により提案するものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 82号線	大上八丁目 6170番地先	大上八丁目 6169番地先	80.5	1.8	

令和4年11月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案する
ものであります。

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1014号線	吉岡字芦久保 2339番地先	吉岡字芦久保 2311番1地先	44.5	1.2	

令和4年11月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

道路の払下げに伴い廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により提案する
ものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 1339-3号線	上土棚北四丁目 457番15地先	上土棚北四丁目 460番3地先	51.2	4.5 ～4.6	

令和4年11月25日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。